

○国立大学法人埼玉大学大学会館規則

〔平成16年4月1日〕
規則第88号

改正 平成20. 3. 1 19規則97 平成26.12.18 26規則21
平成28. 3.29 27規則80 令和4. 3.17 3規則40

(設置)

第1条 本学に、大学会館（以下「会館」という。）を置く。

(目的)

第2条 会館は、本学の学生及び教職員の人間関係を緊密にし、学生の学修・課外活動の発展を図り、かつ学生及び教職員の福利・厚生に寄与することを目的とする。

(総括)

第3条 学生生活支援室長は、会館の管理運営を総括する。

(使用者の範囲)

第4条 会館を使用できる者は、本学の学生、教職員その他学生生活支援室長が適当と認めた者とする。

(開館時間及び休館日)

第5条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、学生生活支援室長が必要と認めた場合は、臨時に変更することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後8時まで

(2) 休館日 日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

12月28日から翌年1月4日まで

(使用手続)

第6条 会館の大集会室、小集会室等の各室を使用しようとする者は、所定の手続きを経なければならない。ただし、学生生活支援室長が適当と認めた場合はこの限りでない。

(遵守事項)

第7条 会館を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 許可された使用時間を超過して使用しないこと。

(3) 会館内を汚損しないこと。

(4) 会館の備品を無断で外部に持ち出さないこと。

(5) 使用後は室内を清掃し、備品を現状に復するとともに、火気の点検及び消灯

を確認すること。

(6) その他学生生活支援室長が指示すること。

2 前項各号の遵守事項を守らない場合は、その使用許可を取り消し、又は今後使用を許可しないことがある。

(損害の弁償)

第8条 会館を使用する者が、故意又は過失により施設及び備品等を滅失又は破損したときは、その損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、学生生活支援室長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の適用日前に、埼玉大学大学会館規程の適用を受けて使用を許可された者については、この規程の適用を受けて許可されたものとみなす。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成26.12.18 26規則21)

この規則は、平成26年12月18日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

附 則 (平成28. 3.29 27規則80)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4. 3.17 3規則40)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。